

プログラムの位置づけ

- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定するもの。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

(1) ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・ 輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・ 品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
 - ・ 積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・ より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工 ・集荷拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高水準な衛生管理体制の整備 ・ 海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化 ・ HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外における日本産品の産直市場の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・ 海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

(1) ハード面のインフラ整備（当面41ヶ所を整備（施設、場所、輸出産品・輸出先を記載））

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・ 輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・ 海外のニーズを踏まえた産品を取りまとめて輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・ 輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・ 規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・ 輸出関連手続きの改革 等

農林水産業の輸出力の強化【平成28年度補正予算（270億円）、平成29年度当初予算（概算決定額：47億円）】

○ 「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に掲げられた施策を着実に実施。

輸出に取り組む民間事業者への支援

国内外での輸出拠点の整備（イメージ）

国際空港近隣の卸売市場



〔低温管理された施設において、ワンストップで検疫・通関を行い空輸〕

広域集荷対応型の食肉処理施設



〔海外で必要な衛生基準（HACCP）を満たす施設で、と畜処理・加工した食肉を輸出〕

産地の集荷場・漁港



〔密閉型の荷さばき・出荷施設において、地域の食材を新鮮なまま海外に出荷〕

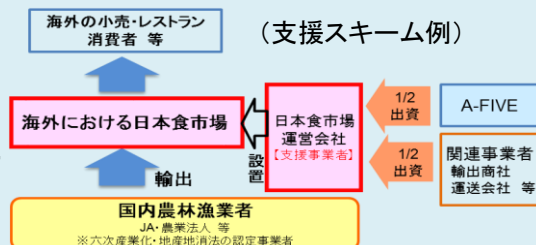
海外の産直市場



〔海外に産直市場を設置し、日本の産品を直販〕

農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による支援の充実

➤ 海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者に対して農林漁業者の負担なしで出資ができるよう、A-FIVEの制度・運用を改善



輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援

輸出拡大のためのサポート体制の充実

- ・ オールジャパンの輸出サポート・プロモーション・ブランディング機関の創設
- ・ 海外の市場に関する情報等のJETROへの一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化
- ・ 専門家による支援、ハラール等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援、国内外での商談支援、見本市の出展支援、マーケティング拠点での販売促進支援
- ・ 品目別輸出団体が実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組支援
- ・ 海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信

等



政府が主体的に行う輸出環境の整備

- ・ 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備
- ・ オリパラも視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進
- ・ 植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進
- ・ 輸出検疫条件や残留農薬基準に合った生産技術のサポート体制整備等

質問にお答えします

Q 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要ですか。

6次産業化ネットワーク活動交付金の加工・販売施設等の施設整備やファンド活用以外は必要ありません。

Q 輸出向けの商品開発、商談会出展は、農林漁業者等しか使えないですか。

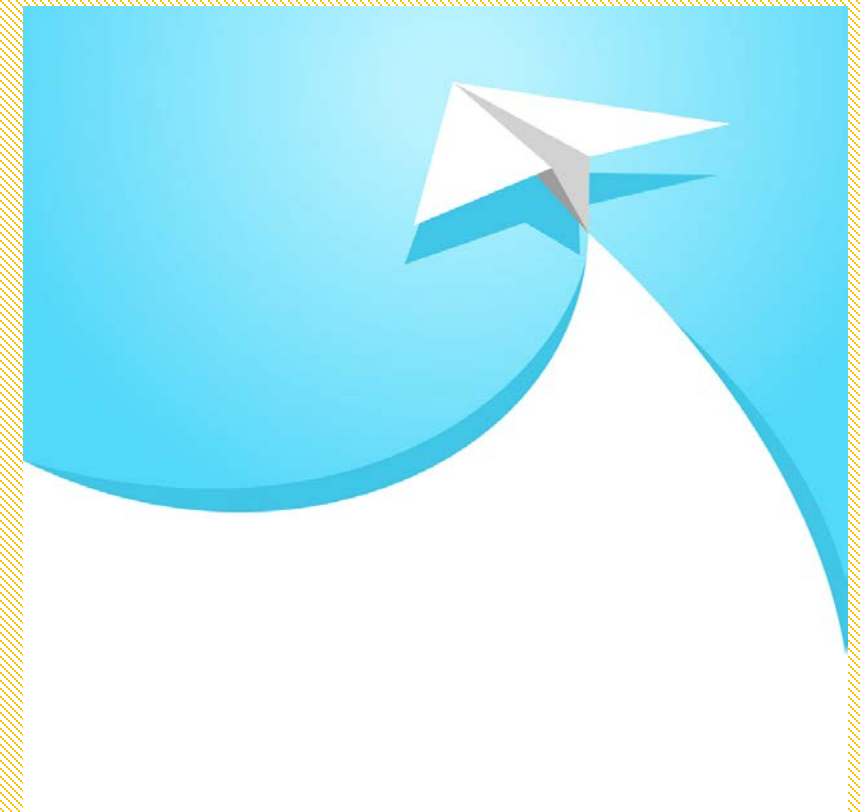
農林漁業者等と連携していれば、輸出事業者、商社、物流業者でも使えます。

問合せ先

地方農政局等名	電話番号	担当都道府県
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	沖縄県
農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	03-5220-5885(代)	
6次産業化中央サポートセンター	070-6516-7146	

6次産業化支援対策のご案内

～特に輸出に取り組む皆様へ～



**6次産業化支援対策のうち
国産農林水産物・食品の輸出促進に
関する支援策等をご紹介します。**

平成29年5月

農林水産省
食料産業局

■本省の問合せ先:

食料産業局産業連携課(電話番号:03-6738-6473)

■6次産業化に関するホームページ

【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。

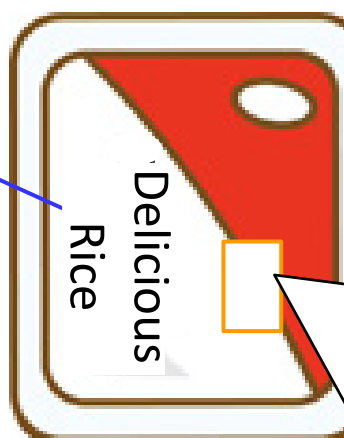
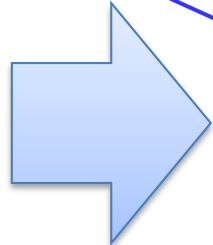
輸出向け商品を作りたい！



栄養成分表示 100gあたり

エネルギー	kcal
脂質	g
たんぱく質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

パッケージの作成が必要



外国語に翻訳、ステッカー作成等が必要

Nutritional facts Per 100g

Energy	kcal
Protein	g
Fat	g
— Saturated fatty acid	g
— n-3 fatty acids	g
— n-6 fatty acids	g
Cholesterol	mg
carbohydrate	g
— Carbohydrate	g
— Sugar	g
— Dietary fiber	g
Sodium chloride equivalent	mg

表示にあたり成分分析が必要

- 農林水産物・食品を輸出する際には、輸出先国の食品表示制度に合わせる必要があるため、**栄養成分(例:トランス脂肪酸等)の追加的な分析、表示ラベルの外国語翻訳、ステッカー作成等の対応**を行わなければならない場合があります。
- 6次産業化に取り組む農林漁業者等の皆様等がそれらに対応する際には、農林水産省の「6次産業化ネットワーク活動交付金」が活用できる場合がありますので、ぜひご相談ください。

専門家のアドバイスが欲しい！

- 農林漁業者等の相談に応じて、アドバイスを行うため、6次産業化サポートセンターに専門家(6次産業化プランナー)を登録しています。相談内容に応じて、ニーズに合った専門家を無料で派遣します。
- お近くの都道府県サポートセンターだけでなく、中央サポートセンターからも派遣します。
- 中央サポートセンターでは、書類を外国語に翻訳する場合のお手伝いもいたします。

商談会に出展したい！

- 商品の販路開拓のため、商談会の出展経費(出展ブース代)を「6次産業化ネットワーク活動交付金」により、支援します。
- ※日本国内だけでなく、海外で開催される商談会も活用することが可能です。

輸出は、ポイント加算！

- 6次産業化ネットワーク活動交付金の予算配分にあたって、「輸出に係る取組」は、ポイントを加算します。

本格的に輸出事業を展開したい！

ファンドの仕組み

- 2次・3次事業者と連携した6次産業化の取組を、**出資等により支援**。
- 6次産業化を進める法人(株式会社)に対し、**融資(資本性劣後ローン)も実施**。
- A-FIVEによる直接出資の他、銀行等が設立したサブファンドを通じた出資が可能。

ファンド活用のメリット

- 出資により調達した資金は、設備投資のほか、運転資金や海外子会社の設立等様々な用途に活用可能。
- A-FIVE等は、**販路紹介やビジネスマッチング等経営面の支援**を実施。
- 官民ファンドの出資を受けていることで、**ビジネス上の信用力向上**へ。

A-FIVE等

農林漁業を行う法人への直接出資も可能となりました！

